

下水道をご利用の皆様へ重要なお知らせです

日頃から下水道のご利用ありがとうございます。

下水道使用料が平成22年4月から改正されますのでお知らせいたします。

平成22年4月から次の内容が改正されます。

1. 下水道料金が値上りとなります。

【1人当たりの金額が315円から525円になります。】

この値上げは町財源の限られたお金を有効に使用し、明るい町づくりのために下水道を使用する方々に負担（受益者負担）をお願いするものです。下水道は資源としての「水」を守り自然破壊を防ぐこと、また皆様の生活水準を向上させ、環境を潤す最も重要なものと考え、下水道使用料の値上げだけではなく、今後今以上経費縮減、サービ

ス向上に努めてまいります。何卒下水道を取り巻く厳しい

状況をご推察のうえ、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

下水道料金の改正について

平成22年3月分まで	
基本料金	1,575円
1人当たり	315円



平成22年4月分から	
基本料金	1,575円
1人当たり	525円

2. 下水道料金が隔月支払いになります。

【隔月支払いとは、2ヶ月分をまとめて支払うことです。】

偶数月（2・4・6・8・10・12月）に2ヶ月分の料金のお支払いをお願いいたします。

皆様方の預貯金口座の管理、現金払回数減少が図られ、町では、人件費、各種手数料等のコスト縮減が図れます。

ご理解、ご協力をお願いします。

3. 預貯金口座から引落とし回数が増えます。

【口座引落としが2回できるようになります。】

従来、口座からの引落としは納期の1回のみでした。そのため、残高不足等で引落としができない場合は、納付書により現金払いをお願いしていました。

平成22年4月からは、隔月集金となるため偶数月の月末に下水道料金が引落とされますが、残高不足により引落とされなかった場合は、翌月の月末に2回目の引落としが行われます。

口座の残高をご確認いただき、引落としができていない場合は、口座に不足分を入金していただきます。翌月末には引落とされます。

隔月払いと口座引落としの例

4月分・5月分の下水道料金
→6月末日にお支払い
(または口座引落とし)

→口座引落としの場合、
引落とせなかった場合は、
7月末に引落とし

4. クレジットカード払いができるようになります。

【クレジットカードでの支払いができるようになります。】

平成22年4月から、クレジットカードで下水道料金の支払いができます。役場上下水道課にお申し込みください。あとは自動的に隔月にクレジットカードから下水道料金が引落とされます。

受付開始は平成22年4からです。詳しくはパンフレットをご覧ください。パンフレットは鏡野町役場上下水道課、各振興センター、町内各金融機関にあります。また、町のホームページに掲載されていますのでご覧ください。



お問い合わせは
鏡野町上下水道課まで
(08668)54-0001